

平成 30 年度～平成 32 年度

市立幼稚園の保育料

保育料は、収入（市民税所得割課税額等）によって横須賀市教育委員会が決定した額となります。
一定の基準を満たした多子世帯は保育料が軽減されます。

階層区分 注1・2		多子の順	教育標準時間保育料(月額:円)		多子軽減の範囲
			基準額	ひとり親世帯等 注3	
A	生活保護世帯	第1子	0	0	—
		第2子	0	0	
B	市町村民税非課税 (所得割非課税を含む)	第1子	0	0	
		第2子	0	0	
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	0	0	
		第2子	0	0	
C2	市町村民税所得割課税額 77,101円～211,200円以下	第1子	11,000	11,000	小学校 3年生 以下 注4・5
		第2子	7,400	7,400	
C3	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	11,000	11,000	
		第2子	10,000	10,000	

第3子以降の保育料は無償です。

(1) 保育料について

注1 階層区分は、父母それぞれの市町村民税課税額の合計で判定しますが、祖父母等が家計の主宰者と判断される場合、その者の課税額も含め判定します。

保育料とは別に教材費等の実費負担があります。

注2 保育料算定に係る書類の不足等により、市町村民税課税額等が確認できない場合は、最も高い階層の額で決定します。書類の提出等により市町村民税課税額等が確認でき次第、保育料を更正します。

(2) ひとり親世帯等について

注3 ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、または保護者を含む同一の世帯に要保護者等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、国民年金の障害基礎年金等の受給者）のいる世帯をいいます。

(3) 多子軽減の対象となる児童について

[階層区分がC2～C3に該当する世帯]

注4 多子軽減の対象は、同一世帯の小学校3年生以下の兄弟が、幼稚園、保育園、小学校等に通園・通学している場合の年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

注5 認可外保育施設や米軍基地内の小学校に在籍している兄弟は含みません。